

令和3年1月8日

保護者様

流山市教育委員会

### 新型コロナウイルスの感染予防について

平素より、本市の教育活動及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和3年1月7日に国から緊急事態宣言が発令され、本市においても先月下旬頃から新型コロナウイルス感染症の感染者数が増える日が続いています。この感染状況が続くと、これまでどおりの医療が受けられなくなる恐れがあり、感染拡大防止の非常に重大な局面にあります。

つきましては、下記の事項について、お子様に御指導いただくとともに、御協力くださるようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 外出に関して、以下の点について御指導ください。
  - 下校時は寄り道をせず、速やかに帰宅する。
  - 感染リスクの高い場所への不要不急の外出は極力控える。
  - 20時以降の不要不急の外出は自粛する。
- 2 お子様自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒、マスクの着用、3密（密接、密集、密閉）の回避等の基本的な感染症対策について御指導をお願いいたします。
- 3 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登校を控えるとともに、医療機関等へ速やかに相談してください。
- 4 再度のお願いとなりますが、以下の場合は、御家庭から学校に速やかに連絡を入れていただこうようお願いします。兄弟や姉妹がそれぞれ小学校と中学校に在籍している場合には、両方の学校に連絡をお願いします。

- ①児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
  - ②児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合（同居の御家族が感染した等）。
  - ③同居の御家族が濃厚接触者に特定された場合。
  - ④児童生徒等又は同居の御家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合。

※ ②～④については、PCR検査等の結果が判明するまで、児童生徒等には自宅療養させ、登校を控えさせてください。この場合、欠席として扱われません。